

答申第 785 号

諮問第 1329 号

件名：愛知県知事名で作成した英語による親書等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 2 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 3 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 8 月 15 日及び同年 9 月 19 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 8 月 29 日及び同年 10 月 31 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。条例第 7 条第 2 号、第 3 号イ、第 5 号、第 6 号に該当しない。

3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、2 件の一部開示決定に対し、それぞれ異議申立てを提起しているが、当該 2 件の一部開示決定は、対象となる行政文書が一部重複しており、重複する行政文書については、同一の部分を同一の理由により不開示としている。そこで、実施機関は、平成 26 年 8 月 29 日付けの一部開示決定に係る異議申立て（諮問第 1316 号）を同年 10 月 31 日付けの一部開示決定に係る異議申立てに併合した（諮問第 1329 号）。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書の一部開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

ア 文書 1

別表の 2 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 以下も同様とする。）は、本県が海外の特定の国・地域に対して施

策を進めることを提案するために、知事名で作成した英語による親書及びその日本語原文である。このうち開示しないこととした部分は、国際交流における検討事項である。

イ 文書 2

文書 2 は、米国のワシントン州知事、同州シアトル市長及びバンクーバー市長宛て知事メッセージの発給依頼が特定非営利活動法人からあったため、当該特定非営利活動法人に当該知事メッセージを発給した際の決裁文書である。

当該文書は、起案文、知事メッセージ（案）、特定非営利活動法人からの依頼書及び知事メッセージ（施行文）で構成されており、このうち開示しないこととした部分は、依頼書のうち、依頼者である団体の印影である。

ウ 文書 3

文書 3 は、「日本・アフリカ国際児童画交流展」（第 150 回）への知事メッセージの発給依頼が特定の団体からあったため、当該団体に当該知事メッセージを発給した際の決裁文書である。

当該文書は、起案文、知事メッセージ（案）、知事メッセージ（施行文）及び特定の団体からの依頼書で構成されており、このうち開示しないこととした部分は、依頼書のうち、依頼者である団体の印影及び当該団体の担当者である個人の氏名である。

エ 文書 4

文書 4 は文書 1 と同一のものである。このうち開示しないこととした部分は、文書 1 と同一の部分である。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

本件行政文書のうち、開示しないこととした個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。そして、当該情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。また、当該個人は公務員等ではないため、同号ただし書ハにも該当しない。

したがって、個人の氏名は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(3) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

本件行政文書のうち、開示しないこととした団体の印影は、知事メッセージの発給を依頼するために押印されたものであり、団体において、その印影を事業活動上関わりのない不特定多数の者に広く一般に公開しているとは認められない。よって、その印影は、団体の事業活動における内部管理情報である。

したがって、団体の印影を公にすることにより、当該団体の正当な利益を害するおそれがあるため、団体の印影は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(4) 条例第 7 条第 5 号該当性について

本件行政文書のうち、開示しないこととした国際交流における検討事項は、海外の特定の国・地域を対象とした施策について、県の内部で検討している慎重な取扱いが必要な情報である。当該情報を公にすることとなれば、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、条例第 7 条第 5 号に該当する。

(5) 条例第 7 条第 6 号該当性について

本件行政文書のうち、開示しないこととした国際交流における検討事項は、県と特定の国・地域との交渉に関する慎重な取扱いが必要な情報である。こうした情報を公にすることとなれば、相手方との信頼関係を損ない、その結果、海外の特定の国及び地域を対象とした施策を実現することが困難となるおそれがある。

したがって、当該情報は、公にすることにより、県が行う国際交流に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 6 号に該当する。

5 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書のうち、文書 1 及び文書 4 は、同一の文書であり、県が海外の特定の国・地域に対して施策を進めることを提案するために、知事名で作成した親書である。また、本件行政文書のうち、文書 2 及び文書 3 は、特定の団体から依頼を受け、知事メッセージを発給した際の決裁文書である。その構成及び記載内容は、前記 4(1) で実施機関が説明するとおりであると認められる。

そして、実施機関は、別表の 3 欄に掲げる部分のうち、個人の氏名を条

例第 7 条第 2 号に、団体の印影を同条第 3 号イに、国際交流における検討事項を同条第 5 号及び第 6 号に該当するとして、不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、個人の氏名が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められるため、個人の氏名は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

個人の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められないことから、同号ただし書イに該当しない。さらに、実施機関が氏名を不開示とした個人は公務員ではないため、個人の氏名は、同号ただし書ハには該当せず、また、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

以上のことから、個人の氏名は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、団体の印影が同号イに該当するか否かを、以下検討する。

イ 法人その他の団体の印影は、法人その他の団体が事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、これを公にした場合に、正当な利益を害するおそれがあるかどうかは、当該印影が使用されている状況から判断する必要がある。

当審査会において、本件行政文書を見分したところ、団体の印影は、特定の団体が知事メッセージの発給を依頼する文書に押印したものであり、当該印影を団体の活動上関わりのない不特定多数の者に対し広く一般に公開しているものとは認められない。

そのような状況にあつて、団体の印影を公にすることは、当該団体の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、団体の印影は、条例第7条第3号イに該当する。

(5) 条例第7条第5号該当性について

ア 条例第7条第5号は、審議、検討又は協議に関する情報について、検討途中の段階の情報を開示することの公益性を考慮してもなお、県や国等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、当該審議、検討又は協議に関する情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、国際交流における検討事項が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において、本件行政文書を見分したところ、国際交流における検討事項には、海外の特定の国・地域に対して県が提案し、今後交渉していこうとする内容が記載されていることが認められた。

相手方との最終的な合意に至らない段階で、こうした未成熟な情報を一方的に公にすることになれば、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれたり、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる。

したがって、国際交流における検討事項は、条例第7条第5号に該当する。

(6) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、国際交流における検討事項が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 国際交流における検討事項には、海外の特定の国・地域に対して県が提案し、今後交渉していこうとする内容が記載されており、相手方との最終的な合意に至らない段階で、こうした未成熟な情報を一方的に公にすることになれば、相手方との信頼関係を損ない、今後、海外の特定の国・地域に対して提案や交渉を進めていく上で支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、国際交流における検討事項は、これを公にすることにより、県が行う国際交流に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当する。

(7) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 決定年月日	2 行政文書	3 実施機関が開示しないこととした部分
平成 26 年 8 月 29 日	文書 1 愛知県知事名で作成した英語による親書（平成 25 年 4 月 30 日付け）	・国際交流における検討事項
	文書 2 ワシントン州知事・シアトル市長・バンクーバー市長宛て親書（平成 26 年 4 月 17 日付け）	・団体の印影
	文書 3 「日本・アフリカ国際児童画交流展」（第 150 回）に対する知事メッセージ（平成 26 年 6 月 27 日付け）	・個人の氏名 ・団体の印影
平成 26 年 10 月 31 日	文書 4 愛知県知事名で作成した英語による親書（平成 25 年 4 月 30 日付け）	・国際交流における検討事項

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26.10.3	諮問第1316号 諮問
26.12.5	諮問第1329号 諮問 (諮問第1316号と併合)
27. 1.30	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 2. 4	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27.12.25 (第477回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 3.18 (第484回審査会)	審議
28. 6. 2 (第490回審査会)	審議
28. 7.15	答申